

下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、市が発行するごみ収集カレンダーへの広告（以下「広告」という。）の掲載について、下呂市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるものの他、必要な事項を定めるものとする。

(申込対象者)

第2条 広告の掲載を申込むことができるものは、市内に事業所、営業所等を有する事業者であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種
- (2) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- (4) 市税等を滞納しているもの
- (5) その他広告を掲載することが適当でないと市長が認めるもの

(広告の内容)

第3条 広告の内容は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 誇大表示その他表現方法等が不適正なもの
- (3) 市が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
- (4) 市民の日常生活に広く関与しないもの
- (5) その他広告の内容として不適当と市長が認めるもの

(広告の規格)

第4条 広告の募集枠数、規格、申込みの期間等必要な事項は、市が別に定める。

(広告掲載料)

第5条 広告掲載料の額は、1枠につき毎年度市が定める。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告の掲載を申し込む者（以下「申込者」という。）は、下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載申込書（様式第1号）の提出又はインターネット上の所定の申込フォームにより申し込まなければならない。

2 前項の申込には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、市長が提出する必要があると認める書類は、省略することができる。

- (1) 広告デザインの案
- (2) 会社案内パンフレットその他の会社概要、事業内容、社歴等が分かる書類
- (3) 資格又は免許証の写し等（資格、免許等を必要とする事業について広告する場合に限る。）

- 3 申込者は、当該広告の掲載にあたり、下呂市が行う必要な調査を受けることを承諾しなければならない。

(広告掲載可否の決定)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、広告掲載の可否を決定し、下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載決定通知書（様式第2号）又は下呂市ごみ収集カレンダー広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

- 2 応募者数が募集枠数を超える場合は、申込みの先着順により決定する。

(広告掲載料の納付)

第8条 前条の規定による広告掲載の決定を受けたもの（以下「広告主」という。）は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなければならない。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告の原稿は、広告主の負担により作成するものとし、市が指定する期日までに原稿又は印刷可能なデジタルデータを提出するものとする。

- 2 原稿の校正は、原則1回とし、その期日は、市が指定する。ただし、必要に応じて随時行うことができる。

(広告内容及びデザインの協議)

第10条 広告の内容及びデザインは、市民に不信感や不快感を与えないものとし、市の信頼性等を損なうことのないよう、市と事前に協議しなければならない。

(広告主の責任)

第11条 掲載された広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとし、市は、直接的又は間接的に生じたいかなる損害についても、賠償する責務を負わない。

- 2 広告主は、その責めに帰すべき理由により市に損害を与えたときは、当該損害を賠償するものとする。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載取下申出書（様式第4号）により市に申し出なければならない。

- 3 前項の規定による申出は、第9条第2項に定める期日までに行わなければならない。

(広告掲載の取り消し)

第13条 市長は、広告主が次の各号のいずれかに該当したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告の原稿を提出しなかったとき
- (2) 原稿の校正の確認に関して返答しなかったとき
- (3) 第2条各号のいずれかに該当するに至ったとき
- (4) 前条第2項の規定による申出をしたとき
- (5) 広告掲載料を納付期限までに納付しなかったとき

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、その旨を下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載取消決定通知書（様式第5号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第14条 市長は、前条第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合において、既に広告主が広告掲載料を納付しているときは、当該広告主に納付済みの広告掲載料を還付する。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

3 広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、下呂市ごみ収集カレンダー広告掲載料還付請求書（様式第6号）により市長に請求するものとする。

（その他）

第15条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、市が別に定める。